

## 第7回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人  
会長 1番 内海 武博  
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則  
4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之  
7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士 9番 島津 健治  
10番 上野 悟 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二  
13番 立石 浩一 14番 兼国 幸秀  
農地利用最適化推進委員
4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 14番 兼国 幸秀 2番 作田 博
6. 議事日程
  - 第1 付議事項  
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件6筆)  
議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)  
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)  
議案第35号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について
  - 第2 協議事項  
(1) 農地パトロール(利用状況調査)について  
(2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
  - 第3 報告事項  
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について  
(3) 非農地証明申請について(5件7筆)  
(4) 農地台帳への登録について(9件11筆)  
(5) 農地改良届出書の受理について  
(6) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について  
(7) 農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)  
(8) 農業相談について
  - 第4 連絡事項  
(1) 今後の日程
7. 出席農業委員会事務局職員 係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長1番 内海 武博)

事務局 はい、定刻となりましたので総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第 7 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の議事録署名者は、14 番 兼国 幸秀委員、2 番 作田 博委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 7 件

(付議事項)

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしく願いします。

(議案第 32 号)

議長 それでは、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」4 件 6 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。推進委員の関係から、2 件目の方から説明させていただきます。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	地積
■	■	(渡) 農業機械がなく、耕作が困難となったため (受) 既存経営地の隣接地で、経営規模を拡大したいため	小池要 松田 堀田	591 m <sup>2</sup>

■■■■	■■■■	(渡) 譲受人から依頼があったため (受) 自宅の隣接地であり、耕作に便利のため	柳島 宮迫 村田	450 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡) 相続により農地を取得したが遠方に居住しており耕作が困難なため (受) 法人の構成員であり、所有権を得て安定した経営を行うため (■■■■)の構成員・利用権継続)	柳島 宮迫 村田	2,095 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡) 相続により農地を取得したが高齢で耕作が困難なため (受) 譲渡人からの依頼もあり、役員で勤務している会社の既存経営地と近隣であり耕作に便利のため	田中 竹村 小迫	9,321 m <sup>2</sup>

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 2 件目・3 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目・3 件目について柳島委員さんより報告をお願いします。

柳島委員 失礼します。賀茂地区を担当しております柳島です。先程の件でございますが、7 月 22 日 13 時から、私、宮迫委員、村田委員の 3 名で、現地の確認を行いました。2 番目の■■■■・■■■■の関係でございますが、現在、野菜が作付けをされております。農地の方も適正に管理がされておる状況で、問題は無いと思います。3 番目の■■■■・■■■■の圃場の件でございますが、現在、水稻が作付けされており、圃場の方も適正に管理がされておりました。以上 2 点の報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 4 件目について朗読説明。)

議長 はい、4 件目について田中委員さんより報告をお願いします。

田中委員 お世話になります。この前、7 月 16 日に小迫さん、竹村さん、私と 3 人で現地確認をいたしました。ここは、今までは、■■■■が、作られていたんですが、今年で■■■■が解散されるということで、■■■■がここを買って作るということになっているそうです。それで、この■■■■というのは、■■■■の■■■■です。ということで、■■■■名義で、ここを買われて作るということで、田圃も見ましたが、全部きれいに植えられているし、今年は草も刈られていました。何

ら異常はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。) 現地調査につきまして、寺町地区につきましては、小池栄治委員さんが担当になりますが、譲渡人ということで、当事者となりますので、この度、小池要治委員外 2 名の方に依頼して現地確認の方、実施していただいております。

議長 はい、1 件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 7 月 18 日に、松田さんと堀田さんそれから■■■■本人も一緒に、現地を確認させていただきました。丁度、元の実家の裏にある土地なんですけど、3 枚で草刈はしてある状態で、何か果物を一本植えているらしいんですけども、■■■■の方の計画としては、「柿かなんかを植えようかな」と言われたそうです。現地の状態は写真の通りでございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 33 号)

議長 続きまして、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第 33 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

甲山地区 5 筆 10,603 m<sup>2</sup> 世羅地区 5 筆 11,966 m<sup>2</sup>

合 計 10 筆 22,569 m<sup>2</sup>

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。  
議長 ありませんか。  
議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 34 号)

議長 続きまして、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 はい。別冊議案第 34 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集約になります。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明）。

甲山地区 7 筆 2,214 ㎡ 世羅地区 11 筆 16,280 ㎡

世羅西地区 5 筆 10,609 ㎡ 合 計 23 筆 29,103 ㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。  
議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 35 号)

議長 続きまして、議案第 35 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 議案第 35 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」説明をさせていただきます。お手元の資料 2 ページ目の「世羅農業振興地域整備計画変更理由書」が、概要となっております。農用地区域から除外するものは、5 件 7 筆で、除外理由の内訳は、太陽光パネル発電設備設置 2 件、非農地 3 件でございます。また、中山間地域直接支払制度実施区域とするための編入 2 件、5 筆でございます。4 ページをお開きください。申請別箇所に説明いたします。位置番号順に公図、一部現地写真を 15 ページ以降に付けておりますので併せてご確認ください。最後のページの A3 の地図には、おおよその位置が解るよう、印を付けております。

(農用地区域から除外するものの内訳)

当該農地	面積	理由
大字宇津戸字成光 3284-1・3285-1	1,022 m <sup>2</sup>	太陽光パネル発電設備設置
大字津口字湯船 1449-1	224 m <sup>2</sup>	非農地証明
大字堀越字平岩 10445-1・10445-4	26,014.5 m <sup>2</sup>	太陽光パネル発電設備設置
大字黒川字浜田 371-2	5.68 m <sup>2</sup>	非農地証明
大字黒川字宮迫 1090-1	53 m <sup>2</sup>	非農地証明

(農用地区域へ編入するものの内訳)

当該農地	面積	理由
大字別迫字中草田 1739-1・1815-1・1819-1・1826-1	2,898 m <sup>2</sup>	中山間地域等直接支払事業実施区域となるため。
大字別迫字中草田 2008-1	772 m <sup>2</sup>	中山間地域等直接支払事業実施区域となるため。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項・報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくお願ひします。

(議長交代 2番 作田 博)

(13時59分)

(協議事項)

議長 それでは、協議事項(1)「農地パトロール(利用状況調査)について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊、協議事項(1)をご覧ください。本日追加で配布させていただいております資料がございます。一つは、A4裏表コピーのカラーコピーさせてもらっているものが、現地確認アプリの、使用の中身の具体的な方法と、あとはデータの中にあるものを利用状況調査を実施するというところで、1/6と書かせていただいたものと、昨年度の3月から変更させていただいている、現地確認アプリのログイン方法ということで、本日、追加でお配りさせていただいております。具体的につきましては、協議事項1の内容につきまして、ご説明の方させていただきたいと思ひます。これは、令和6年度農地パトロール、利用状況調査の実施計画、遊休農地の発生・解消状況に関する調査を

年 1 回ですね、農業委員会として行う必要が義務付けられておりまして、その中身についての要綱とか、実施の運用についての計画を総会の方で定める。ということがございますのでこの度、協議事項の中に挙げさせていただいている案件でございます。1 番のねらいのところでございますが、主な目的ですけど、地域の農地利用の確認と遊休農地実態把握と発生防止・解消。違反転用発生防止、早期発見について、重点的に取り組むこととするために、農地パトロールの方を実施いたします。実施主体は世羅町農業委員会。実施日は令和 6 年 8 月から 10 月でございます。対象農地は世羅町内全域。全ての農地田・畑となっております。調査内容ですが、これまで把握している農地の状況の変化、解消、荒廃度合の進展等を確認するとともに、新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨をタブレット等に記録をする。ということでございます。こちらの方につきましては、昨年度からタブレットを活用して、農地利用最適化推進委員の方に現地確認をしていただいて、そちらの方で入力等していただくようにさせていただいております。続いて 2 ページ目をご覧ください。農地パトロールの具体的な実施内容の関係でございますが、先程話させていただいた通り、8 月から 10 月までに現地確認を実施して、タブレットの方へ入力していただきます。調査結果のタブレットへの入力締め切りは、10 月 31 日（木）とさせていただきます。判断基準でございますが、遊休農地の判定基準、ケース 1 というのが、ケースがそれぞれ分かれておりますが、ケース 1 については、すみません。5 ページ目から写真等はまだ、資料を事前に送付させていただいておりますので、確認していただいているとは思いますが、遊休農地の例、基準のケース 1 の場合は、作付けがされている。耕起されている。草刈管理されているうちは、遊休農地ではない。ということで判断していただきます。ただし、1 年未満で草刈管理等されてなくても、今後、耕作される見込みがある農地については、遊休農地ではないとして、タブレットの方へ入力していただくようになります。続いて 1 年以上草刈管理されておらず、かつ、今後、耕作される見込みがない農地に関しては、次の 4 つに分類してそれぞれタブレットへ入力していただくようになります。1 つ目ですが、1 号遊休農地（緑）これはケース 2 の場合でございますが、判断基準は、作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業（草刈等により直ちに耕作することが可能となる農地）により営農を再開することが可能と判断される農地は、1 号遊休農地（緑）としていただきます。続いて 1 号遊休農地（黄）というのは、草刈等により直ちに耕作することは出来ないが、基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地ということに関しては 1 号遊休農地（黄）というふうに判断をしていただきます。1 号遊休農地につきましては、荒廃状況に応じて、上記二通りの方に区分していただくようになりますが、基本的に、1 号遊休農地（黄）になるということであれば、ほとんどが非農地判断ということになってくるかと思われまます。続いて 3 ページ目をご覧ください。再生利用が困難な農地「非農地」の場合でございます。判断基準ですが、容易な復旧が非常に困難。山林化、山際で笹などが一面に繁茂し、森林の様相を呈しているなど農地に復元して利用する

ことが出来ないと見込まれるものや周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ない農地。基盤整備事業が計画されている場合は除きますが、再生利用が困難な農地「非農地」のように判断をしていただいてタブレットで「再生利用が困難な農地」を選択して入力の方、していただくようになります。最後までございますが、転用のところでございます。これは、作付け出来る状態ではなく、既に、農地以外に使用されている場合は、転用とするんですが、タブレットで、遊休農地の区分の「その他」を選択していただいて、利用状況その他の入力する欄へ、建物・駐車場・資材置場等を入力していただくように、お願いをさせていただきたいと思っております。うち、農地の一部が転用とされている場合につきましても、「その他」を選択して、利用状況その他の内容へ、一部何々というふうな形で入力していただきたいと考えております。その他でございますが、判断に迷う場合は、タブレットで農地の写真を撮っていただいて、事務局の方へ相談していただくということと、1号遊休農地（緑）とか、再生利用が困難な農地（非農地）・転用と判断した農地については、タブレットで写真を撮っていただいて、システムの方へ登録していただくように、お願いをさせていただき予定でございます。続いて4ページ目ですが、これが判定のフローチャートの方になっております。判定開始として、先程、ご説明させていただいた、遊休農地ではない。1号遊休農地の（緑）・（黄）・非農地・転用というふうなところで判断をしていただきたいと思っております。5ページ目以降については、その場合、ケース、ケースの場合での写真とかを付けさせていただいておりますので、ご確認してもらえたらと思います。あと併せて同封させていただいたのが、抜粋版の「令和6年度 農地パトロール（利用状況調査）実施要領」でございます。こちらの方は、令和6年5月に全国農業委員会ネットワーク機構、全国農業会議所の方で、作成された資料の一部抜粋をさせていただいたものを添付させていただいております。これは、先程の事業実施計画のより詳しい内容になっておりますので、「どういった所でどうなる」といったところ等を、書かせていただいておりますので、ご確認していただけたらと思います。先ほど説明させてもらったものが、3ページの「事前準備の実施要領の決定」というところを書いてはございますが、実施期間や調査方法等を明確にした「実施要領」を農業委員会の総会等で決定する。ということでしたので、この度、協議事項の方で諮らせていただいております。こちらの方につきましては、8月1日に、農業委員さん・農地利用最適化推進委員さんを対象に、説明会の方をさせていただきたいというふうな形で、一応、先日郵送で文書の方、送らせていただいております。その中で、8月1日の参加が難しいという方が何名かおられましたので、改めて8月6日に、同じ内容ではございますが、同様の説明会を午後からこちらの方で開催させていただきたいと思っております。すみません。日付については、明日、最適化推進委員の方へ発送させていただき予定でございましたので、本日お配りしている文書の日程がですね、7月26日となっていることは、大変申し訳ないんですがご了承の方していただけたらと思います。また、説明会等の方へで

すね、参加をしていただける場合は、本日お配りした資料一式とタブレット関係の赤いファイルだったと思うんですが、持って来ていただければと思います。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 はい、どうぞ。

5番 はい、5番宮丸です。お願いなんですけど、8月1日あるいは8月6日の、農地パトロールの説明会において、昨年、タブレットに大分慣れてきていると思うので、昨年度から変わった点、変更点があれば、しっかり説明をお願いしたいと思います。例えば、先程の協議事項1と書いてある3ページのところの「転用」というところがありますが、その転用の記載の仕方等は、具体的に話をさせていただく方が良いかなと思います。それから、カラー写真の中のケース3です。ケース3の下文言が新たに3行程度増えていると思うんですが、ここも丁寧に説明していただく方が良いかなと思います。それがお願いです。あと2点。すみません。実施要領の方なんですけど、その4ページ、下段になりますけど、⑤の広報活動というのが書いてありますけれども、農地パトロールについての広報活動としては、世羅町の場合は、防災無線で放送されるんだっただすかね。というのが一つ。あと最後一個ですが、24ページに相続土地国庫帰属制度というのが新たに記載されています、これは、新しい記載だと思います。去年までないことについては、いわゆる新しい内容なので、一言説明していただければいいかなと思います。読んでいて、24ページの下段に、負担金というところが、小さな字で書いてありますが、相当な負担金が発生するんだなということを感じました。以上です。

事務局 はい。宮丸委員さんのお願い事項の関係ですが、昨年度と変わった所につきましては、この度もですね、広島県農業会議の担当の方、昨日も打ち合わせをさせていただいたんですが、写真等の撮り方とかですね、メモ欄とか、そういったところの手順については、新たな部分に関してはご説明の方してもらいたい、入力方法等については、お願いの方させていただいておりまして、方法的にはプロジェクターで映させてもらって、それで全体的に分かるようなというように所より分かり易い様な感じでですね、出来ればと思っております。あと4ページ目の広報活動の関係なんですけど、世羅町農業委員会においては、7月の町広報へあげさせていただいておりまして、期間についてはですね、どうしても長期間にわたりますので、中々その、無線放送をしても難しいという部分もございますので、まださせてはもらっていない状態ですが、町広報で例年させていただいているという形になっておりまして、最後の24ページの、相続土地国庫帰属制度についてはですね、新たに加わったということもあるんですが、事務局でも、全部が全部わからない部分もあるんですが、基本的に土地を、相続登記とかの関係で、現地パトロールされる際に、ご相談があった際には、そういった制度もあるという説明と、併せてどうしても費用がかかってしまうというのを、一緒に併せて説明していただけたらというような思いもあって挙げさせていただいているということ。あわせてですね、説明の方

は、研修会の時にさせていただけたらと思います。以上です。

5 番  
議長  
議長  
議長  
議長

はい、ありがとうございました。良く分かりました。

その他何かありますか。

ございませんか。

はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
議長

はい、全員挙手により、案が成立しました。

続きまして協議事項(2)「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 20 ページをご覧ください。協議事項(2)「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」でございます。こちらの、決議につきましては、毎年一回総会の方で、法令の関係については決議を行ってほしいということが、令和元年ごろにですね、広島県農業会議の方から通知の方がございました。経緯といたしましては、農業委員会の方ですね、法令を守らずにしたという事件が何件か、広島県外の方で起きまして、そういったところの、未然に防ぐとかですね、法令に基づいて行うというところを確認するということも含めて、総会の方で決議して送るということで挙げさせていただいております。内容につきましては、私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。ということと、農地制度に基づく認可事務に係る事、個人情報に関する事等もございしますので、そういったところに気をつけて、職務と責任を改めて自覚して、農地制度を運用するということとか、公正さを保つというようなところで、決議ということで、今回挙げさせていただいております。決議、この度ですね、案が成立いたしましたら、明日ですね、農地利用最適化推進委員の方にも、こういった事が決まったということで、送らせていただきたいと思います。今後選挙の関係とかも予想される事もございますので、農業委員の立場として、出来る部分かどうかということ等をですね、事前に昨年度の農業委員の臨時総会等でですね、コンプライアンスの関係と資料とかをお渡しさせていただいておりますので、今一度内容等確認していただいて、対応の方、していただけたらと思います。以上です。

議長  
議長

はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

どうぞ。

10 番

10 番上野です。今の法令遵守というのは良く分かるんですけど、先程事務局の方が言われたように、他県とかよその地区で、法令違反があったという話なんですけど、私はピントこないんですけど、どんな事例があるのか分ければ、教えていただければ、したらいけないというのは分かっているんですけど、微妙なこととか、例えば選挙活動をしたとか、そんなのが現実にあるんですかね。日本で。もしあれば、事例をちょっと教えていただきたい。

事務局 具体的には、選挙活動の関係ではないんですが、例えば、転用とかの許可の関係に関して、例えば賄賂をいただいて許可をすとかいうことになります。許可が通る様に回すという。というようなところが記事になったという。これもだいぶ古いので、そういったところの案件があったんじゃないかと思います。それ以降、多分毎年、うちの場合は7月にこの決議を行っておりますので、毎年ずっと7月の時に確認をとるということで7月の総会で挙げさせていただく、去年で言えば去年の臨時総会で挙げさせてもらっておりますし、その前も多分7月総会で挙げさせていただいております。具体的な内容はそういったところだったかと思います。

10番 だから、年に1回とか2回とか事例が起きるとる訳ではないんですよ。

事務局 そうです。ですからそれ以降は、何かしら聞いていない。その何年か前に行われた以外からは、以降は、こういうふうにやってくださいねという通知が来て以降は、何か事件があったということは、農業会議の方からも確認は出ても連絡も通知もないので、ないと思います。

10番 はい。分かりました。

議長 はい、その他ありませんか。

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。それでは報告事項に移ります。  
(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 5件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 5件7筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地台帳への登録について」 9件11筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農地改良届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農地改良届出書の受理について」 2件

こちらの関係につきましては、先月の総会におきまして、ご意見をいただいた関係で、その後、会長・副会長と事務局と■■■■■に同席していただきまして、今後の状況等の確認させていただいております。その状況の中で、苗の注

文等は既に完了しております、早ければ10月ごろに納入される予定という  
ようなところの状況をお聞きしておりますので、そういったところも含めて、  
今回のところにつきましても、工事等行っていただいて、苗が戻り次第直ぐ作  
付けをお願いしますということで、お話の方させていただきます。以上  
です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

議長 それでは、報告事項(6)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期  
について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(6)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」  
1件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(7)「農地法第4条の規定による意見聴取について(回  
答)」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(7)「農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)」で  
ございます。こちらは令和6年5月24日に開催いたしました、第5回農業委  
員会総会におきまして、議案第23号にて許可相当と取り扱いをしていただき  
ました、農地法第4条の関係の世羅町大字■■■■■■■■■■の駐車場、墓参  
り用の駐車場と同じく大字■■■■■■■■■■の墓地の関係の転用の案件で  
ございます。総会後に県へ意見聴取を行いまして、添付しております通り回答を  
いただきましたので、翌日、許可証と合わせて送付の方、させていただきます  
ります。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(8)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(8)「農業相談について」なし

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお  
願います。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡

議長 はい、その他何かありますか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第7回世羅町農業委員  
会総会を終了いたします。

(閉会 14時47分)